

★★令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施状況及び効果検証

No.	補助・単独	交付対象事業の名称	計画申請時の事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当した経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	所管課	事業始期	事業終期	A					A-B		効果検証 ①事業の成果、効果 ②事業の評価	
							総事業費 (決算額)	B				補助対象外経費	事業実施状況		
								補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付金充当経費	E 起債額				F その他
合計							108,707,673	108,707,673	448,000	107,298,785	-	960,888	-		
1	単	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業【低所得者世帯給付金】	①物価高騰への対応として、コロナ禍において物価高が続く中で住民税非課税世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金。 ③給付金総額【補助金】56,490千円 対象世帯1,883世帯×30,000円=56,490千円 ④基準日令和5年6月1日現在に町内に在住するものであって、次の非課税条件に該当する世帯の世帯主。 【非課税条件】 同一の世帯に属する者全員が令和5年度分住民税均等割非課税である世帯	福祉課	R5.7	R5.11	56,490,000	56,490,000	56,490,000				-	・補助金 低所得者給付金 30,000円×1,883件=56,490,000円	①非課税世帯への高騰する光熱水費に対する支援のための給付(30,000円)を実施。 ②非課税世帯に対して経済的負担の軽減に寄与した。
2	単	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業(事務費)	①物価高騰への対応として、コロナ禍において物価高が続く中で住民税非課税世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持するにあたって必要な事務経費 ②低所得世帯への給付金に係る事務費。 ③【事務費】12,382,775円 ・時間外勤務手当0円 ・会計年度任用職員報酬540,966円 ・会計年度職員期末手当130,920円 ・消耗品66,027円(ハンダーほか) ・印刷製本費30,800円(窓あき封筒ほか) ・通信運搬費453,662円 ・手数料208,670円(口座振替手数料@110円、粗戻し手数料@550円) ・電算委託料951,730円 システム改修費 382,500円×1.1、アウトソーシング(通知書作成・封入封緘等)482,710円×1.1 ④基準日令和5年6月1日現在に町内に在住するものであって、次の非課税条件に該当する世帯の世帯主。 【非課税条件】 同一の世帯に属する者全員が令和5年度分住民税均等割非課税である世帯	福祉課	R5.7	R6.3	2,381,785	2,381,785	2,381,785				-	・報酬 会計年度職員報酬 540,966円 ・職員手当 会計年度職員期末手当 130,920円 ・需用費 事務用品 66,027円 封筒印刷代 30,800円 ・役務費 郵便料 453,662円 振込手数料 207,680円 ・委託料 電算委託料 951,730円	①非課税世帯への高騰する光熱水費に対する支援のための給付(30,000円)に係るシステム改修を実施。 ②非課税世帯に対して経済的負担の軽減に寄与した。
8	単	特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業	①コロナ禍における物価高騰への対応として、物価高騰の影響を受け、日用品以外への購入に支出を回すことが難しくなっている生活者に対し、特殊詐欺対策電話機等の購入費を助成し、支援を行う。 ②特殊詐欺対策電話機等の購入費への補助 ③【補助金】5,000千円 申請見込数500件×補助額10,000円(上限額)=5,000,000円 ④町内に住所を有する65歳以上の者	地域支援課	R5.7	R6.3	3,168,483	3,168,483	3,168,483				-	・補助金 特殊詐欺対策電話機等の購入費への補助 各補助額 6,348円(実費)~10,000円(上限額) 申請件数 330件	①警察より情報提供のある「市町村別特殊詐欺被害ゼロ更新日数」により、補助事業中の詐欺被害はゼロであった。 ②330件の高齢者の世帯に特殊詐欺対策電話が設置され、高齢者の安心につながった。
9	単	障害者施設等光熱費等高騰対策支援事業	①町内の社会福祉法人等が運営する障害福祉事業所の事業継続への負担軽減を図ることを目的として、コロナ禍において高騰する光熱費等を補助するもの。 ②障害福祉事業所の光熱費等高騰分 ③【補助金】1,052千円 ・施設入所支援事業所 3,000円×50人=150,000円 ・障害者通所事業所 90,000円×6施設=540,000円 ・共同生活援助事業所 3,000円×94人=282,000円 ・居宅介護事業所 20,000円×2施設=40,000円 ・障害児通所支援事業所 20,000円×2施設=40,000円 【通信運搬費】14千円 送付94円×19件、返信34円×19件 ④障害者入所施設、障害者通所事業所、居宅介護等事業所、共同生活援助事業所、障害児通所支援事業所	福祉課	R5.8	R5.12	1,002,000	1,002,000	1,002,000				-	・補助金 施設支援補助金 19施設 1,002,000円	①障害者施設への高騰する光熱水費に対する支援のための給付を実施。 ②障害者施設に対して経済的負担の軽減に寄与した。

No.	補助・単独	交付対象事業の名称	計画申請時の事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当した経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	所管課	事業始期	事業終期	A					補助対象外経費	事業実施状況	効果検証 ①事業の成果、効果 ②事業の評価
							総事業費(決算額)	B						
								補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付金充当経費	E 起債額			
10	単	家計急変世帯支援事業	①コロナ禍における物価高騰への対応として、物価高騰の影響が大きい低所得者世帯(家計急変世帯)に対し3万円を給付し、支援を行う。 ②家計急変世帯に給付を行う。 ③【補助金】900千円 対象世帯30世帯×30,000円=900千円 【通信運搬費】6千円 送付94円×30件、返信84円×30件 【手数料】7千円 口座振替手数料110円×30件、振戻手数料550円×5件 ④基準日令和5年1月1日現在に町内に在住するものであって、次の家計急変条件に該当する世帯の世帯主。 【非課税条件】 予期せず令和5年1月から9月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯。	福祉課	R5.8	R5.10	270,000	270,000				270,000	・補助金 30,000円×9件=270,000円	①コロナによる家計急変世帯への高騰する光熱水費に対する支援のための給付(30,000円)を実施。 ②コロナによる家計急変世帯に対して経済的負担の軽減に寄与した。
11	単	学童保育室事業(光熱費等物価高騰対策)	①コロナ禍における物価高騰への対応として、電気、ガス等の物価高騰による事業所(指定管理者)への負担を軽減し、学童保育室運営に対し支援を行う。 ②学童保育室指定管理委託料 ③【学童保育室指定管理委託料】600千円 1支援単位100,000円×6単位=600,000円 ④学童保育室指定管理者	福祉課	R6.3	R6.3	600,000	600,000				600,000	・学童保育室委託料 100,000円×6支援単位=600,000円 (4施設6支援単位で1支援単位当たり100,000円を指定管理委託料に上乗せして支給)	①物価高騰による運営費の負担増加に対する激変緩和措置として補助した。学童保育所運営の安定化と質を維持することができた。 ②光熱水費が高騰するなか各施設の財政負担を軽減することが出来た。
12	単	保育所保育事業(光熱費等物価高騰対策)	①コロナ禍における物価高騰への対応として、電力、ガス、食料品等の物価高騰による保育所への負担軽減を行うとともに、副食費の公定価格の増額による保護者への追加負担をなくすために保育所に対し支援を行う。 ②町内民間保育所への光熱費及び給食運営費(教職員分は除く)補助 ③【補助金】1,300千円 「定員60人以上」…補助金額300,000円×3か所=900,000円 「定員20人以上」…補助金額200,000円×1か所=200,000円 「定員19人以下」…補助金額100,000円×2か所=200,000円 ④町内保育所	福祉課	R5.10	R5.11	1,200,000	1,200,000				1,200,000	・補助金 1,200,000円 町内保育所6カ所 認可保育所4、事業所内保育所1 認可外保育所1	①R5年度から副食費の保護者負担額が増加となったが、補助金を活用して増額することなく提供できた。 ②光熱水費や食材費が高騰するなか、各保育所の財政負担を軽減することが出来た。
13	単	地域内資源である堆肥への転換促進事業	①新型コロナウイルスの影響からきた化学肥料高騰による農業者の負担軽減を図るため、地域内資源である堆肥の利用促進を進め、農業者の経費軽減を図る。 ②牛糞堆肥利用促進のための補助金 ③【補助金】600千円 5,000円(1t)×240台×補助率1/2=600,000円 ④町内農家	農政課	R5.6	R6.3	353,500	353,500				353,500	・補助金 353,500円 牛糞堆肥への転換促進 補助率:1/2 販売量 135.5t、	①化成肥料高騰による農業者の負担軽減が図れた。 ②化成肥料から牛糞堆肥への転換が図れ地域内資源の活用ができた。
14	単	土地改良施設緊急支援事業	①コロナ禍における物価高騰への対応として、高騰している電気料金を補助することで、土地改良区及び土地改良組合の負担が軽減され土地改良施設の適切な維持管理が図られる。 ②土地改良施設の電気料金の高騰に係る経費 ③【補助金】2,000千円 (1)土地改良区 1,700,000円 七郷北部土地改良区450,000円 嵐山南部土地改良区500,000円 嵐山中部土地改良区750,000円 (2)土地改良組合等 300,000円 北田土地改良組合30,000円 志賀土地改良組合150,000円 遠山土地改良組合20,000円 杉山越畑土地改良組合90,000円 三ツ沼水利組合10,000円 ④町内土地改良区・土地改良組合等	農政課	R6.3	R6.3	142,078	142,078				142,078	・補助金 142,078円 電気料金の令和3年度実績から令和5年度実績の6か月の差額を支給 土地改良組合(3団体)補助率:10/10 ・志賀土地改良組合 60,310円 ・杉山越畑土地改良組合 46,951円 ・三ツ沼水利組合 34,817円	①原油価格高騰による土地改良施設の管理費が高騰する土地改良組合に差額を支援することができた。 ②原油価格等の高騰に伴い増加した経費を補助することで土地改良施設の適切な維持管理が図られた。

No.	補助・単独	交付対象事業の名称	計画申請時の事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当した経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	所管課	事業 始期	事業 終期	A					補助対象 外経費	事業実施状況	効果検証 ①事業の成果、効果 ②事業の評価
							総事業費 (決算額)	B						
								補助対象事業 費	C 国庫補助 額	D 交付金充当 経費	E 起債額			
15	単	駅前広場 タクシー 事業者支 援事業	①コロナ禍における物価高騰への対応として、原油価格等の高騰の影響を受けているタクシー事業者に対し、駅前広場のタクシープール利用料相当分を支援する。 ②タクシープール利用料相当分の支援 ③【補助金】378千円 3,000円×8台×12月=288,000円 3,000円×5台×6月=90,000円 ④タクシー会社3社(13台)	まちづくり 整備課	R5.7	R5.8	360,000	360,000	360,000				・補助金 タクシー会社3社 3,000円/月×10台×12月=360,000円	①タクシー業界は、エネルギー価格の上昇を受け、燃料費の高騰が経営を圧迫している。タクシー事業者の駅前広場のタクシープール使用料を免除し経済的支援を行った。 ②タクシー事業者に経済的な支援を行うことにより、町民等の日常的な移動手段の確保が図られた。
16	単	小規模事 業者等街 路灯LED 化事業	①コロナ禍における物価高騰への対応として、町内の小規模事業者等が所有維持している街路灯をLED化するための補助をすることにより、物価高騰の影響を受けている小規模事業者等の負担の軽減を図る。 ②街路灯のLED化に対する補助金 ③【補助金】15,000千円 嵐山町商工会補助金 1基250,000円×60基=15,000,000円 ④町内小規模事業者等	企業支援 課	R5.10	R6.3	14,691,600	14,691,600	14,691,600				・補助金 嵐山町小規模事業者等街路灯LED化事業費補助金（嵐山町商工会へ支出） 14,691,600円 撤去・新設 63件 請負代金14,691,600円	①街路灯のLED化を希望する事業者の既存の街路灯の撤去、新設を行うことができた。LED化により、電気料金の削減、古くなった街路灯の更新ができた。 ②小規模事業者が支出している電気料金負担の軽減、CO2排出削減、町の夜間の視認性向上が図られた。
17	単	小規模事 業者等賃 上げ雇用 拡大支援 事業	①コロナ禍における物価高騰への対応として、物価高騰など厳しい経営状況のなかで、人材確保、従業員への賃上げを実施した小規模事業者等に対し支援を行うことで、事業継続を支援する。 ②雇用拡大、賃上げを実施した小規模事業者に対する補助金、交付事務に要する時間外勤務手当、消耗品 ③【補助金】14,163千円 雇用者全体の給与等支給額を前年度比で3%以上増加させた場合は、雇用者1名につき1万円を助成。(上限20万円) ・従業員数21人以上 42社×申請率60%×200,000円=5,040,000円 ・従業員数6~20人 63社×申請率60%×130,000円=4,914,000円 ・従業員数3~5人 85社×申請率60%×40,000円=2,040,000円 ・従業員数1~2人 241社×申請率60%×15,000円=2,169,000円 【時間外勤務手当】273千円 2,270円×120時間=272,400円 【消耗品】30千円 事務用品等 ④町内小規模事業者等	企業支援 課	R5.7	R6.3	7,192,962	7,192,962	6,890,000			302,962	・補助金 嵐山町小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援金 70件 6,890,000円	①町内小規模事業者が実施する雇用者の増員、賃金の引上げの取り組みに対し、支援金を交付することができた。 ②従業員の賃上げ、新規雇用により、雇用者のモチベーション向上、事業者の人材の流出防止につながった。
18	単	小規模事 業者等販 売促進事 業	①コロナ禍における物価高騰への対応として、物価高騰など厳しい経営状況のなかで、看板設置やチラシ、パンフレットの配布などの営業活動に積極的に取り組み、売り上げの維持、増加を図っている事業者(販売促進支援金)、または、新規に創業する事業者(新規創業者支援金)に対し、支援を行う ②令和5年度経営革新計画承認企業又は小規模事業者持続化補助金採択者、令和5年4月~12月までに創業し、町内に店舗または事務所を構え、町内で活動している事業者に対し支援を行う補助金。交付事務に要する時間外勤務手当、消耗品、委託料 ③【補助金】3,050千円 ・販売促進支援金 150,000円×7事業者=1,050,000円 ・新規創業者支援金 【若手・女性経営者】300,000円×6事業者=1,800,000円 【一般経営者】200,000円×1事業者=200,000円 【職員手当等】91千円 時間外勤務手当 2,270円×40時間=90,800円 【消耗品費】130千円 事務用品等30千円 【委託料】155千円 事業推進用アイコン作成デザイン費用 55,000円	企業支援 課	R5.9	R6.3	1,714,989	1,714,989	1,545,000			169,989	・補助金 ◎販売促進支援金 7件 645,000円 100,000円×4件 97,000円×1件 82,000円×1件 66,000円×1件 ◎新規創業者支援金 3件 900,000円 300,000円×3件（若手・女性経営者） ・時間外勤務手当 86,940円 ・消耗品費 28,049円 ・委託料 嵐山町中小企業・小規模企業振興基本条例アイコン作成 55,000円	①小規模事業者が実施する積極的な販路開拓や業務効率化の取組み、また町内で起業する新規創業者の販売促進に関する取組みを支援することができた。 ②小規模事業者業務効率化、販路開拓の取組みを支援することにより、生産性の向上、顧客基盤の拡大につながった。また新規創業者支援により、事業の立ち上げをサポートすることができた。

No.	補助・単独	交付対象事業の名称	計画申請時の事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当した経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	所管課	事業 始期	事業 終期	A					A-B 補助対象 外経費	事業実施状況	効果検証 ①事業の成果、効果 ②事業の評価	
							総事業費 (決算額)	B							
								補助対象事業 費	C 国庫補助 額	D 交付金充当 経費	E 起債額				F その他
19	単	物価高騰による学校給食費の負担軽減事業	①コロナ禍における物価高騰への対応として、物価高騰により、学校給食に使用する食材費が高騰する中、給食費の値上げせず、保護者の負担を軽減するため、給食費の値上げ分を給食センターへ補助金として支出する。 ②給食センターで使用する食材費の値上げ分の支援 ③【補助金】3,276千円 令和5年と令和4年との影響額を算出し年間食数と児童生徒、園児数でかけて積算 ・小中学校児童生徒16,20円×190日×1045人=3,216,510円 ・幼稚園園児9,77円×170日×60人=58,854円 ④小中学校児童生徒、幼稚園園児	教育総務課	R5.7	R6.3	3,274,000	3,274,000	2,788,798			485,202	・補助金 学校給食センターに食材費の値上げ分として補助。 児童・生徒分 3,216,000円 園児分 58,000円 合計 3,274,000円	①コロナ禍において学校給食の食材費が高騰する中、給食費の値上げをすることなく、学校給食が提供できた。 ②給食費を値上げしないことで、保護者の負担軽減に繋がった。	
20	単	学校給食補助事業(重点交付金)	①コロナ禍における物価高騰への対応として、物価高騰による影響が家計に直面する多子世帯に対し小中学校の給食費を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。 ②小学校1年生から中学校3年生までの第2子の児童生徒に対し令和5年度中の各月の給食費の1/2を補助、第3子以降の児童生徒に対し全額補助する経費(教職員分は除く) ③【補助金】5,915千円 第2子 小学1年生 26人×22,575円=586,950円 第2子 小学2～6年生 143人×23,650円=3,381,950円 第2子 中学1～2年生 22人×27,500円=605,000円 第2子 中学3年生 2人×26,250円=52,500円 第3子以降 小学1年生 7人×45,150円=316,050円 第3子以降 小学2～6年生 16人×47,300円=756,800円 第3子以降 中学1～2年生 2人×55,000円=110,000円 第3子以降 中学3年生 2人×52,500円=105,000円 のうち4,000千円 ④小中学生のうち第2子以降の児童生徒	教育総務課	R5.5	R6.3	4,199,200	4,199,200	4,199,200				・補助金 交付 207世帯 小学生(第2子)3,857,100円 (第3子)1,363,100円 中学生(第2子) 330,000円 合計 5,550,200円	①町立小中学校に通う児童生徒の学校給食費を第2子は1/2補助、第3子は全額補助した。 ②多子世帯の給食費を補助することにより、コロナ禍における物価高騰により影響を受ける保護者の負担軽減に効果があった。	
21	単	学校給食補助事業(通常交付金)	①コロナ禍における物価高騰への対応として、物価高騰による影響が家計に直面する多子世帯に対し小中学校の給食費を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。 ②小学校1年生から中学校3年生までの第2子の児童生徒に対し令和5年度中の各月の給食費の1/2を補助、第3子以降の児童生徒に対し全額補助する経費(教職員分は除く) ③【補助金】5,915千円 第2子 小学1年生 26人×22,575円=586,950円 第2子 小学2～6年生 143人×23,650円=3,381,950円 第2子 中学1～2年生 22人×27,500円=605,000円 第2子 中学3年生 2人×26,250円=52,500円 第3子以降 小学1年生 7人×45,150円=316,050円 第3子以降 小学2～6年生 16人×47,300円=756,800円 第3子以降 中学1～2年生 2人×55,000円=110,000円 第3子以降 中学3年生 2人×52,500円=105,000円 のうち1,915千円 ④小中学生のうち第2子以降の児童生徒	教育総務課	R5.5	R6.3	1,351,000	1,351,000	1,351,000						
22	単	障害者施設等光熱費等高騰対策支援事業	①コロナ禍における物価高騰への対応として、原油価格、物価高騰の影響を受けている本町に登録されている生活サポート事業者に対して、補助を行い、負担を軽減する。 ②生活サポート事業所への補助金 ③【補助金】492千円 ・生活サポート事業所(7事業所) -1台あたり12千円×41台=492千円 ④嵐山町に登録されている生活サポート事業所	福祉課	R6.2	R6.3	408,000	408,000	408,000				・補助金 6件 408,000円	①障害者施設のうち、生活サポート事業所への高騰する光熱水費に対する支援のための給付を実施。 ②生活サポート事業所に対して経済的負担の軽減に寄与した。	
23	単	子育て世帯応援給付金給付事業(重点交付金)	①コロナ禍における物価高騰への対応として、原油価格及び物価高騰の影響を受けている16歳～18歳の児童を養育する子育て世帯に対して児童1人当たり8千円の給付金を給付することで、負担を軽減する。 ②給付金、役務費 ③【補助金】子育て世帯応援給付金 3,064千円 383人×8千円=3,064千円 【役務費】通信運搬費 20千円 ・案内等送付 郵便代84円×230世帯 ④16歳～18歳を扶養する者	福祉課	R6.1	R6.2	3,129,341	3,129,341	3,129,341				・役務費 郵送料 17,341円 ・補助金 389人×8,000円=3,112,000円	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯への給付金を実施し負担軽減を図ることができた。 ②物価高騰による経済的負担の軽減に寄与した。	

No.	補助・単独	交付対象事業の名称	計画申請時の事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当した経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	所管課	事業 始期	事業 終期	A					A-B 補助対象 外経費	事業実施状況	効果検証 ①事業の成果、効果 ②事業の評価
							総事業費 (決算額)	B						
								補助対象事業 費	C 国庫補助 額	D 交付金充当 経費	E 起債額			
24	単	販売農家 原油価格 等高騰対 策支援事 業	①コロナ禍における物価高騰への対応として、原油価格及び物価高騰の影響を受けている町内販売農家に対して補助を行い、経済的負担の軽減と農業経営の安定化を図る。 ②町内販売農家への支援金 ③【補助金】2,360千円 1. 認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体(個人) 50千円×26経営体=1,300千円 2. 認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体(法人) 100千円×1経営体=100千円 3. 施設園芸農家、畜産農家(個人) 80千円×8経営体=640千円 4. 施設園芸農家、畜産農家(法人) 160千円×2経営体=320千円 ※1~4で重複して申請はできない。 ④町内販売農家	農政課	R6.1	R6.2	2,280,000	2,280,000		2,280,000			・補助金 ◎町内販売農家 認定農業者・認定新規就農者・人・農地プランの中心経営体(個人) 50,000円×26経営体=1,300,000円 ◎認定農業者・認定新規就農者・人・農地プランの中心経営体(法人) 100,000円×1経営体=100,000円 ◎施設園芸農家・畜産農家(個人) 80,000円×7経営体=560,000円 ◎施設園芸農家・畜産農家(法人) 160,000円×2経営体=320,000円	①町内販売農家の経済的負担を軽減させ、農業経営を安定化させることができた。 ②農産物及び畜産物の販売事業が継続することできた。
25	単	水道事業 電気料金 負担軽減 事業	①コロナ禍における物価高騰への対応として、電力価格高騰による水道事業の負担を軽減するため、水道施設のエネルギー価格高騰分に対する支援を行う。 ②水道事業会計補助金 ③【補助金】3,600千円 R5年度分電気料金(見込)と令和2年度分電気料金の差額 26,665千円-23,001千円-端数調整64千円=3,600千円 ④嵐山町水道事業	総務課	R5.12	R6.3	3,600,000	3,600,000		3,600,000			・補助金 水道事業会計補助金 3,600,000円	①水道事業会計へ補助することにより水道事業の負担の軽減が図られた。 ②水道事業の経営の安定化が図られた。
26	単	学校保健 特別対策 事業費補 助金	①新型コロナウイルス感染者が発生した学校において、教育活動を継続するための体制整備に係る取組や、各学校における効果的な換気等実施に係る取組を支援する。 ②消耗品費、備品購入費、工事請負費 ③【消耗品費】747千円 ・菅谷小学校 加湿器 23,900円×4台=95,600円 冷風機 20,350円×2台=40,700円 換気扇 13,970円×3台=41,910円 扇風機 10,725円×2台=21,450円 ・七郷小学校 加湿器 20,870円×4台=83,480円 17,250円×5台=86,250円 14,900円×2台=29,800円 ・志賀小学校 サーキュレーター 21,950円×4台=87,800円 18,690円×5台=93,450円 CO2モニター 9,300円×2台=18,600円 ・菅谷中学校 壁掛け扇風機 9,900円×10台=99,000円 ・玉ノ岡中学校 扇風機 12,000円×4台=48,000円 【備品購入費】150千円 ・玉ノ岡中学校 ブルーヒーター75,000円×2台=150,000円 【工事請負費】100千円 ・菅谷中学校網戸設置工事16,660円×6ヶ所=99,960円 ④町内小中学校	教育総務課	R5.12	R6.1	898,735	898,735	448,000	448,000		2,735	学校において適切な換気の確保を行い、感染症の予防等児童生徒の健康に資するための消耗品や備品購入を行った。 ・消耗品 668,142円 加湿器、冷風器、換気扇、扇風機、サーキュレーター、CO2モニター、壁掛け扇風機 ・備品購入費 134,200円 ブルーヒーター ・工事請負費 96,393円 網戸及びレール取付	①感染症の拡大を予防する消耗品や備品の購入等を行い、感染症の拡大防止を図ることができた。 ②各学校において感染症の拡大防止に効果があった。